



岐阜から臨む伊吹山（いぶきやま）  
撮影者：株式会社電算システム 専務取締役 小林領司

# 第 1 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 .....

2022年3月25日(金曜日) 午前10時  
(受付開始:午前9時)

開催場所 .....

じゅうろくプラザ 2階 ホール  
岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/4072/>



## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法につきましては、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁をご参照ください。

当日、株主総会会場へご来場を検討されている株主様は、予め本定時株主総会招集ご通知3頁に記載の「新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ」をご確認ください。

なお、本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社 電算システムホールディングス

証券コード 4072

## 株主の皆様へ

---

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、株式会社電算システムホールディングス第1期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

さて、持株会社として、株式会社電算システムホールディングスが誕生いたしました。中核会社である電算システムは高橋新社長のもと、電算システムホールディングスと表裏一体の会社としてスタートを切っています。

電算システムホールディングスの第1期は、多くの方々のご協力を得て、いくつかの企業との絆が結べました。まずマイクロリサーチ社がグループに加わりました。すでにグループ入りしたピーエスアイ社と共に、情報セキュリティ分野を新たな事業の柱に発展させる所存です。次に、十六フィナンシャルグループ様との合併会社が、今年関連会社として仲間に入ります。現在の十六コンピュータサービス様（名前は十六電算デジタルサービスに変更予定）に、資本も人も参加を予定しております。同社は収納代行業が活動の中心ですが、合併会社においては、地方自治体を含む十六銀行取引先様の課題解決に向けてDXを推進してまいります。



株式会社電算システムホールディングス  
代表取締役社長 田中靖哲



株式会社電算システム  
代表取締役社長 高橋譲太

また、これからは、M&A（企業の合併・買収）を視野に入れながらも、電算システムをはじめとするグループ会社の中から新規事業を生み出さないとさらなる成長は望めません。

当グループには「2027年に売上高1,000億円を達成する」という長期計画があります。その目標を達成するためにも、今やインフラとなった収納代行サービスに匹敵する新サービスを生み出すことに挑戦したいと思います。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月7日

株 主 各 位

(証券コード：4072)  
2022年3月7日

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地  
株式会社 電算システムホールディングス  
代表取締役社長 田中 靖 哲

## 第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様には可能な限りご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年3月24日（木曜日）午後5時50分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

**1 日 時** 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**2 場 所** 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 2階 ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3 株主総会の目的事項

**報告事項** 1. 第1期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(注) 当社の第1期事業年度は2021年7月1日から2021年12月31日までであります。当連結会計年度は2021年1月1日から2021年12月31日までであります。

2. 第1期（2021年7月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

## インターネット開示情報

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ds-hd.co.jp/>

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 議決権の行使方法について

書面またはインターネットによる議決権の行使が可能です。詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁をご参照ください。

### 株主総会当日にご来場を検討されている株主様

- ・咳、発熱等の症状のある方は、ご自身の体調及び周囲への影響にご配慮いただき、株主総会へのご出席をお控え願います。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の際には、マスクの着用にご協力願います。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。手指の消毒にご協力願います。
- ・受付にて体温測定をさせていただきます。発熱（37.5℃以上）、体調不良と見受けられる方には、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承願います。

### 株主総会当日の運営について

- ・お土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用にて対応をさせていただきます。
- ・ドリンクコーナーにつきましては中止とさせていただきます。
- ・株主総会当日は、株主総会の模様をYouTubeにてライブ配信いたします。詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知6ページをご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.ds-hd.co.jp/>

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 議決権行使書用紙の郵送 による議決権行使

書面により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

#### 行使期限

2022年3月24日（木曜日）  
午後5時50分必着



### インターネットによる 議決権行使

下記注記をご了承のうえ、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照いただき、議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点がございましたら、次頁に記載のウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

#### 行使期限

2022年3月24日（木曜日）  
午後5時50分入力完了分まで



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2022年3月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

- (注) 1. インターネットによる議決権行使は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」に記載された方法によるのみ可能です。
2. 議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
3. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者への料金（接続料金）は、株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

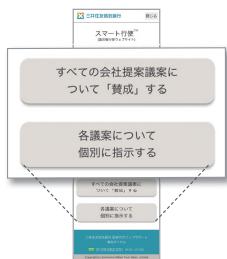
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

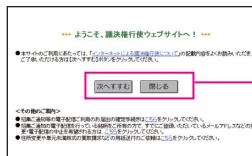
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# インターネットによるライブ配信のご案内

第1期定時株主総会の模様をYouTubeにてライブ配信いたします。

## 1.配信日時

2022年3月25日（金） 午前10時から株主総会終了時刻まで

## 2.ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URLをご入力、またはQRコードをかざしていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

ライブ配信用URL

## 3.ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日のご質問、議決権行使、動議の提出を行うことはできません。議決権につきましては、行使期限にご留意いただいたうえで、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の模様を撮影、録画、録音、保存、公開等することは、固くお断りいたします。
- ・ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合、またはご視聴いただけない場合がございますので、予めご了承ください。
- ・万一、何らかの事情により配信を行わない場合や変更がある場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

## 4.株主総会にご出席される株主様へ

・可能な範囲において、ご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございます。ご出席いただける場合はあらかじめご了承をお願い申し上げます。

## 議案及び参考事項

---

### 第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき15円の普通配当に加え、2021年7月1日付で株式会社電算システムホールディングスを設立し、持株会社体制へ移行したことに際し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を込め、1株当たり5円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち、普通配当15円、持株会社体制移行・記念配当5円）

なお、この場合の配当総額は、215,697,000円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月28日

## 第2号議案 | 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u>
(新設)	第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
<p>第19条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(効力発生日等)</u></p> <p>第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律  <u>(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改</u>  <u>正規定の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という)</u>  <u>から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株</u>  <u>主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条</u>  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  <u>はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株</u>  <u>主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ</u>  <u>れを削除する。</u></p>

### 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位及び担当	2021年度 取締役会出席状況
1	再任	みやま ちまさ なお 宮地正直	代表取締役会長 グループ最高経営責任者	7/7回 (100%)
2	再任	たなか やすのり 田中靖哲	代表取締役社長 グループ最高執行責任者	7/7回 (100%)
3	再任	まつうら ようじ 松浦陽司	取締役副社長 グループ収納代行サービス事業統括	7/7回 (100%)
4	再任	たかはし じょうた 高橋譲太	取締役 グループ情報サービス事業統括	7/7回 (100%)
5	再任	やなぎ はらかず もと 柳原一 元	取締役 グループ管理業務統括	7/7回 (100%)
6	再任	あいかわ いずみ 愛川和泉	取締役	7/7回 (100%)

社外

独立役員

1

みやち  
宮地まさなお  
正直

(1940年5月28日生) 所有する当社の株式数 417,170株

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 3月	株式会社電算システム入社	2021年 7月	同社代表取締役会長執行役員最高 経営責任者 (現任)
1975年 2月	同社取締役		
1979年 2月	同社常務取締役	2021年 7月	同社代表取締役会長グループ最高 経営責任者 (現任)
1985年 3月	同社専務取締役		
1987年 3月	同社代表取締役社長		
2010年 3月	同社代表取締役社長執行役員		
2011年 4月	同社代表取締役会長執行役員CEO		

## 取締役候補者とした理由

当社グループの設立業務に携わり、設立以来、高い事業構想力を有し卓越した先見性と感性で一部上場企業へ牽引し、その経営手腕を発揮してまいりました。当社グループの一員として、又、当社の最高経営責任者として、その知恵と行動力は、当社の経営の求心力であり、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

たなか  
田中やすのり  
靖哲

(1953年6月21日生) 所有する当社の株式数 60,300株

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月	株式会社電算システム入社	2010年 1月	同社ITソリューション事業本部長
1997年 3月	同社取締役	2010年 3月	同社専務取締役執行役員
2005年 3月	同社常務取締役	2011年 4月	同社代表取締役社長執行役員 COO
2009年 1月	同社ITソリューション事業本部長 兼システムサービス事業部長	2021年 7月	同社代表取締役社長グループ最高 執行責任者 (現任)
2009年 3月	同社専務取締役		

## 取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の最高執行責任者として、経営の重要事項の決定にかかわるとともに、事業計画の策定や全社的な事業の執行と効率化に注力してまいりました。また、開発分野で豊富な知識と経験を有しており、今後とも、その知識・能力が当社経営に不可欠であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

3

まつうら  
松浦ようじ  
陽司

(1954年1月6日生)

所有する当社の株式数 11,500株

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社十六銀行入行	2015年 3月	同社専務取締役執行役員
2013年 1月	同行常務取締役退任	2018年 3月	同社取締役副社長執行役員（現任）
2013年 1月	株式会社電算システム入社	2021年 7月	当社取締役副社長グループ収納代行サービス事業統括（現任）
2014年 3月	同社常務取締役執行役員 同社ECソリューション事業本部長（現任）		

## 取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役副社長として、豊富な知識と経験を有し、収納代行サービスの拡大やペーパーレス決済及び海外事業を率先して展開するとともに、ECソリューション事業の拡大に大きく寄与してきました。

そのスピーディーな行動力と能力は、今後とも経営管理及び事業運営を的確、公正、かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し、長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

4

たかはし  
高橋じょうた  
譲太

(1959年8月10日生)

所有する当社の株式数 3,600株

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 （現三井情報株式会社）入社	2017年 3月	同社ISソリューション事業本部長
2007年 1月	イーバンク銀行株式会社 （現楽天銀行株式会社）入行	2017年 5月	同社ICTイノベーション事業本部長
2009年 4月	株式会社ITストリーム代表取締役	2018年 3月	同社取締役副社長執行役員
2012年12月	株式会社ニーズエージェンシー （現株式会社DSテクノロジーズ） 代表取締役	2021年 7月	同社代表取締役社長執行役員最高執行責任者兼セキュリティ事業本部長（現任）
2017年 3月	株式会社電算システム取締役執行役員	2021年 7月	当社取締役グループ情報サービス事業統括（現任）

## 取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、東京マーケットを中心に豊富な経験と高い見識で、当社のICTイノベーション事業の拡大に尽力してまいりました。

その経験や行動力は、今後とも経営管理及び事業運営を的確、公正、かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し、長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

5

やなぎはら  
柳原

かづもと

一元

(1960年1月1日生)

所有する当社の株式数 9,300株

再任



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	アマノ株式会社入社	2017年 4月	同社執行役員（現任）
1987年 3月	同社退社	2018年 4月	同社ECソリューション事業本部 決済業務センター所長（現任）
1987年 7月	株式会社電算システム入社	2021年 7月	当社取締役グループ管理業務統括 （現任）
2012年 4月	同社ECソリューション事業本部 EC業務センター事業部長		
2014年 1月	同社ECソリューション事業本部決 済業務センター事業部長		

## 取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、決済サービス事業をはじめとする当社業務の全般を熟知しております。その豊富な業務経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

6

あいかわ  
愛川

いずみ

和泉

(1967年4月12日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立役員



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	株式会社富士通南九州システムエ ンジニアリング（現株式会社富士 通九州システムズ）入社	2020年 4月	富士通株式会社東海支社エリア戦 略推進部長
		2021年 4月	富士通Japan株式会社シニアマネ ージャー（現任）
		2021年 7月	当社社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

情報・通信分野における専門かつグローバルな知識や豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。社外取締役として当社の経営及び業務全般に対する助言及び意見をいただき、当社グループの経営体制の更なる強化に繋げることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

本総会最終時点での社外取締役在任期間 8か月

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 愛川和泉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、愛川和泉氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏の選任が承認され就任した場合には、改めて同氏を独立役員である社外取締役として両取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、愛川和泉氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
- 愛川和泉氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定です。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 【取締役・監査等委員のスキル・マトリックス】

取締役の選任に関する方針・手続きについては、社外取締役を過半数以上とする委員で構成された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、社内の役員規程の選任基準及び社外役員選任基準に基づき、法定の資格要件を満たし、人格見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる候補者の中から、取締役会にて審議、決議され株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保するため、各取締役がもつ主たるスキル・キャリア・専門性を一覧化したマトリックスに基づき、会社の組織体制に応じた人数と求める専門分野に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから専門性を有した経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任してまいります。

氏名	役職	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	IT・DX	グローバル	M&A・金融	法務・リスクマネジメント	人材・労務	内部統制	サステナビリティ
宮地 正直	代表取締役会長	●	●			●	●				
田中 靖 哲	代表取締役社長	●			●			●			●
松浦 陽 司	取締役副社長	●	●	●			●				
高橋 讓 太	取締役	●	●		●				●		
柳原 一元	取締役						●			●	●
愛川 和 泉	取締役				●	●					●
澤藤 憲 彦	取締役（監査等委員）			●				●		●	
富坂 博	取締役（監査等委員）							●	●	●	
野田 勇 司	取締役（監査等委員）			●			●	●			

※各取締役が保有するスキルのうち、とりわけ当社が求める特に強みのあるもの最大4項目を記載しております。

## 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、当社定款附則第2条第1項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額300百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額300百万円以内といたしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はありません。

## 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、当社定款附則第2条第2項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額30百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額30百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員である取締役は3名であります。

## 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【ご参考】

### 「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について

#### a 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する水準をもとに、各役員役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、月額定額報酬、業績連動報酬等（賞与）及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月額定額報酬のみを支払うこととしております。

#### b 個人別の月額定額報酬の額の決定に関する方針

月額定額報酬は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議・答申され取締役会にて決定されます。月額定額報酬については、各役員役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等に応じて定められた金額の支給としております。

#### c 業績連動報酬ならびに譲渡制限付株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（業績連動報酬）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該業績評価指標を選択した理由は、企業価値の向上を目指すにあたり、売上高及び営業利益を重視する経営指標に基づきます。

なお、目標とする業績評価指標と変動幅については、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとしたします。

（譲渡制限付株式報酬）

中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、毎年一定時期に付与するものとします。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と当社の間では、年度ごとに譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

本割当契約の内容の概要

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、

本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### d 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。業績評価指標の目標達成率が100%の場合、取締役の報酬等の割合については、月額定額報酬が約70%、業績連動報酬等が約30%程度となるように設定しております。

### e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループの価値の増大に資するものとし、報酬については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できる金額水準の設計にしております。

取締役の報酬等の決定に関する手続きの透明性、客観性及び合理性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する方針、取締役の個別報酬等を決定します。

以上

(添付書類)

## 事業報告 (2021年7月1日から2021年12月31日まで)

### ■ 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社電算システムの完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は2021年7月1日から2021年12月31日までになりますが、当連結会計年度は株式会社電算システムの連結計算書類を引き継いで作成しておりますので2021年1月1日から2021年12月31日までとなります。また、株式移転の方法は単独株式移転であり、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考として株式会社電算システムの2020年12月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進みながらも、一方新たな変異株の発生もあり、依然として先行き不透明な厳しい状況となっております。このような経営環境において当社グループは、「共創」で新たな価値を創造し、社会に貢献することを経営理念のもと、さらなる業容の拡大と成長を志向し、継続的な営業努力と効率的な事業運営に努め、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は503億56百万円(前年同期比10.1%増)、利益においては、営業利益は31億39百万円(前年同期比10.7%増)、経常利益は32億15百万円(前年同期比10.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は19億78百万円(前年同期比3.3%増)となりました。

#### セグメント別売上高

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	(株)電算システム (2020年12月期)		第1期 (当連結会計年度)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
<b>情報サービス事業</b>						
SI・ソフト開発	19,372	42.3%	22,401	44.5%	3,028	15.6%
情報処理サービス	5,719	12.5%	6,043	12.0%	324	5.7%
商品及び製品販売	2,055	4.5%	2,240	4.4%	184	9.0%
小計	27,147	59.3%	30,685	60.9%	3,537	13.0%
<b>収納代行サービス事業</b>	18,604	40.7%	19,670	39.1%	1,066	5.7%
合計	45,752	100.0%	50,356	100.0%	4,603	10.1%

各事業内容の詳細は27～28頁の「(6) 主要な事業内容」をご覧ください。

### 情報サービス事業

売上高 **306** 億円 

営業利益 **23** 億円 

情報処理サービスにおいては、請求書作成代行サービスなどにより売上が増加しております。一方、S I ・ソフト開発、商品及び製品販売においては、前期に比べオートオークション業務システム案件が減少したものの、GIGAスクール関連、Chromebook及びGoogle Workspace、セキュリティ関連の製品販売及びサービスが大きく伸長しております。なお、前第3四半期連結会計期間より株式会社ピーエスアイ、第3四半期連結会計期間よりネットワーク技術の株式会社マイクロリサーチが連結範囲に含まれ、セキュリティ分野の売上の伸長に寄与いたしました。

以上の結果、情報サービス事業の売上高は306億85百万円（前年同期比13.0%増）、営業利益は23億7百万円（前年同期比11.2%増）となりました。

### 収納代行サービス事業

売上高 **196** 億円 

営業利益 **8** 億円 

収納代行サービス事業においては、主力のコンビニ収納取扱いの通期件数は相応の増加をしております。又、一昨年より取扱いを開始しましたDSK後払いでは、取引先ごとの本格稼働までには時間を要しておりますが、契約先件数は増加してきております。加えて、収納代行窓口サービスの設置店舗数及び、売上の伸びの下支えとなります地方自治体を含む新規先の獲得は、コロナ禍の影響を受けて対面活動に制限がある中でも、順調に推移いたしました。また国際送金部門では、活動に制限があるなか送金件数の伸びは苦戦を強いられましたが、通期において黒字を確保しております。

以上の結果、収納代行サービス事業の売上高は196億70百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は8億99百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

## (2) 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び借入金等で充当しました。

## (3) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において5億81百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資額には有形固定資産、無形固定資産が含まれております。

情報サービス事業においては、サーバー及びソフトウェア等で5億16百万円の設備投資を行いました。収納代行サービス事業においては、業務処理ソフトウェア等で21百万円の設備投資を行いました。全社統括業務においては、機械装置等で43百万円の設備投資を行いました。

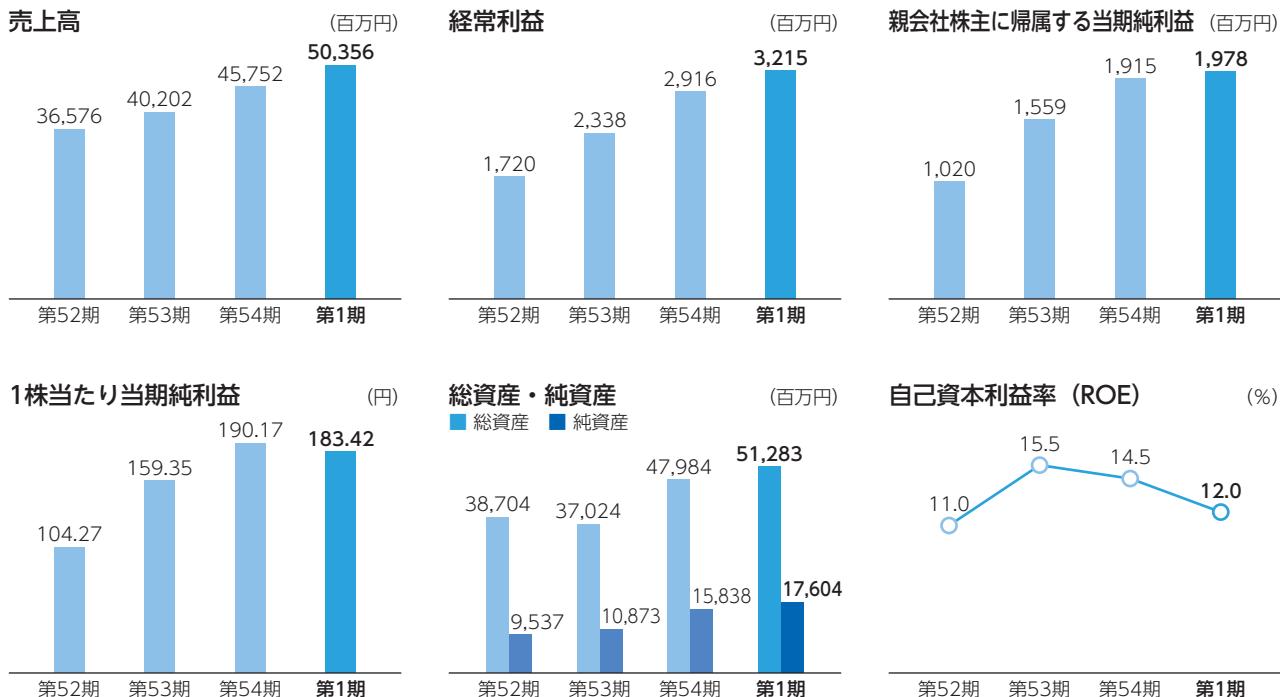
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### 企業集団の財産及び損益の状況

区分	株式会社電算システム			2021年度 第1期 (当連結会計年度)
	2018年度 第52期	2019年度 第53期	2020年度 第54期	
売上高 (百万円)	36,576	40,202	45,752	50,356
経常利益 (百万円)	1,720	2,338	2,916	3,215
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,020	1,559	1,915	1,978
1株当たり当期純利益 (円)	104.27	159.35	190.17	183.42
総資産 (百万円)	38,704	37,024	47,984	51,283
純資産 (百万円)	9,537	10,873	15,838	17,604
(ご参考) 自己資本利益率 (ROE) (%)	11.0	15.5	14.5	12.0

(注) 1. 当社は設立第1期であるため、参考として、株式会社電算システムの第52期から第54期までの連結会計年度における数字を記載しております。  
 2. 株式会社電算システムは、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第53期連結会計年度の期首から適用しており、第52期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



## (5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、経済回復に期待が膨らむ一方で、変異株による感染再拡大へなど依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループにおいては、新たな経営ビジョン《Challenge1000》を発表し、これまで培った情報処理に関するノウハウとIT技術をさらに深化させ、そこにサービスを組み合わせることで生まれる「新しい価値の創造」「DXの進展」を、「情報サービス事業」、「収納代行サービス事業」の2つの事業を通じて実現していきます。

ビジョンの実現にあたり、グループシナジーの最大化といったグループ全体の経営機能に注力し、株式会社電算システムを中核として環境・気候変動を加味した事業拡大戦略、グループガバナンス体制の強化、人材の改革による組織体制の強化を課題と捉え、今まで以上に積極的に推進できる体制を構築していきます。

### ①グループシナジーの最大化

当社グループが持続的に成長していくためには、グループ一丸となって迅速かつ効率的に事業運営を行うことが重要であるとの考えのもと、2021年7月に持株会社体制に移行いたしました。厳しさを増す時代を勝ち抜き生き残るには、絶え間ない「顧客の創造」が当社グループの究極の目的と位置づけ、グループ各社の経営資源、ノウハウを活用したシナジー効果の創出による当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

### ②資本業務提携及びストックビジネスの拡充による成長市場の開拓

当社グループの中長期にわたる安定的な成長を実現するためのエンジン（源泉）は、ストックビジネスを拡充し売上高を拡大していくことにあります。そのためには大きな事業環境の変化の中で、既存のビジネスから脱却し、如何に新たなサービスやビジネスモデルを創出していくかが重要な課題であります。このため、当社グループは、成長著しい分野における積極的な業務提携を進める等、スピーディーに成長戦略の強化を図ってまいります。

### ③デジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援強化

企業や社会の様々な場面でIoTやAI等のデジタル先端技術が活用され、DXが急速に展開する社会において、ビジネスの大きな転換期に入っております。

企業における業務効率化・生産性向上にむけたDXへの取組みは、今後も拡大していくと予測されますが、DXに関する悩み・課題を抱える企業が数多く見受けられます。

これらを踏まえ、顧客企業との共創やビジネスパートナーの技術・サービスを活用したオープンイノベーションによってDX推進など多様化する顧客のニーズに対応してまいります。

### ④ESG経営への取り組み

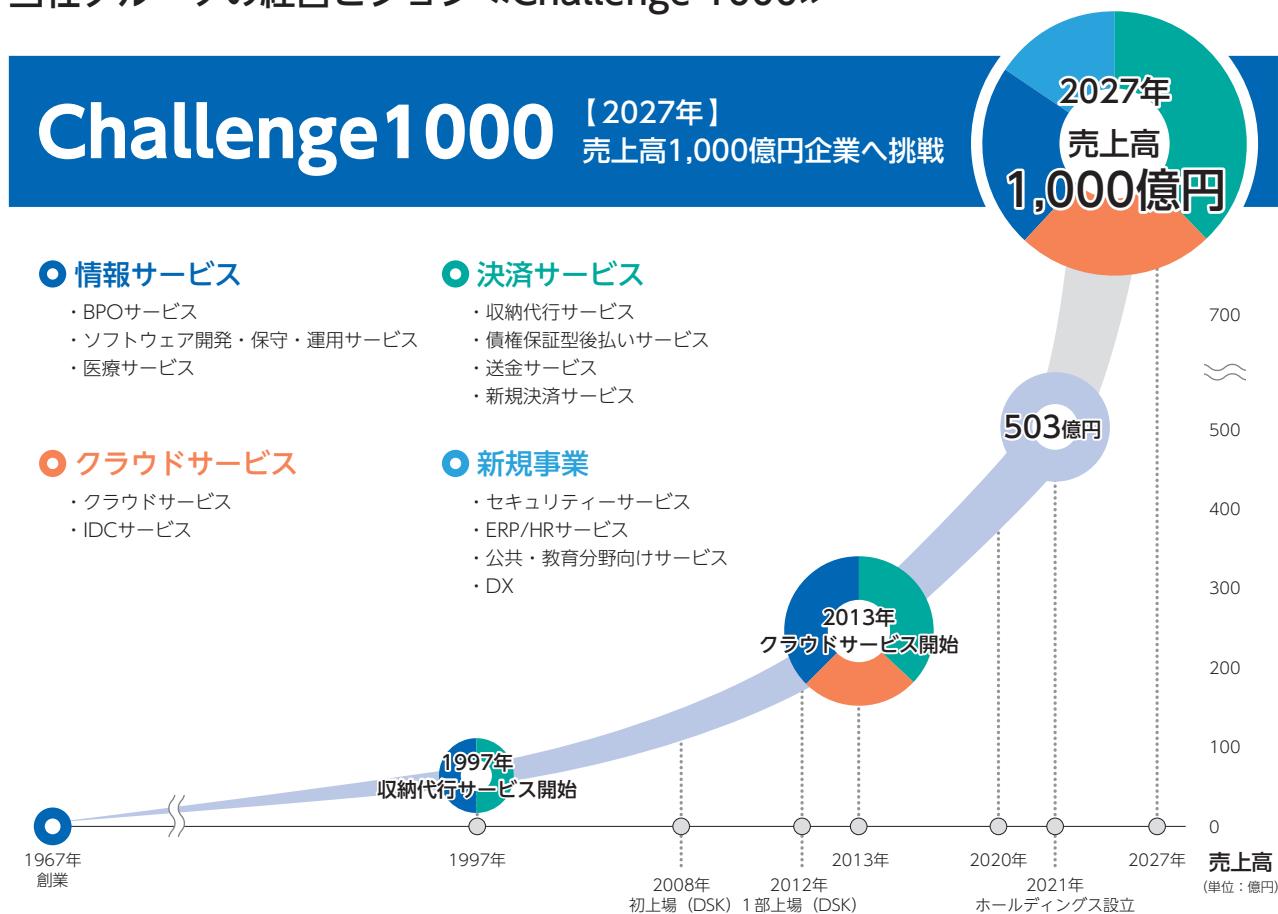
当社グループを取り巻く事業環境は、ESGやSDGsをはじめとする社会課題に対する責任の高まりなど、大きく変化しております。子会社を含むグループ全体のコーポレートガバナンスのグループ体制の強化やコンプライアンスの徹底、地球温暖化防止への貢献、人権への配慮や多様な人材の確保と育成などといったCSR活動の更なる推進により、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの皆様との絆を大切に、グループ一丸となってESG経営の推進と会社の持続的発展に努めてまいります。加えて、世界的に提唱されている2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた環境対応も重要な課題と考えており、カーボンニュートラルな社会の実現に貢献するサービスへ注力するとともに、自社のデータセンターのCO2排出量削減に向けた取り組みも強化してまいります。

### ⑤人材の確保・育成による組織体制の強化

会社の成長のエンジン（源泉）は「人材」であり、新たなサービスやビジネスモデルの創出には人材の確保・育成が必要不可欠であります。一方、今後急速に成長が見込まれるAI、IoT、DXの分野では、人材の獲得競争が過熱しており、人材の差が事業の競争力を決定づける重要な経営要素と考えております。このため、高度・多様化し続ける顧客ニーズに迅速、柔軟かつ的確に対応するためにも、優秀な人材確保及び人材育成を重要課題として取り組んでまいります。

株主の皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 当社グループの経営ビジョン《Challenge 1000》



## 当社のグループ一覧

# 株式会社電算システムホールディングス

株式会社電算システム

株式会社ソフトテックス

株式会社DSテクノロジーズ

ガーデンネットワーク株式会社

株式会社ゴーガ

株式会社ピーエスアイ

アストロ曰高株式会社

株式会社マイクロリサーチ

株式会社CMC (今春予定)

株式会社システムエンジニアリング  
(持分法適用会社)

十六電算デジタルサービス(仮)  
(持分法適用会社) (今春予定)

## (6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループの事業の展開状況は、以下のとおりであります。

### ① 情報サービス事業

» 独立系のITベンダー

» BPO事業で企業をバックアップ

» 提案、要件定義、システム設計・開発、ハード調達、運用保守までワンストップで提供

» クラウドサービスの積極展開

» 情報セキュリティ事業に本格参入開始

### (SI・ソフト開発)

SI (システムインテグレーション) においては、システム機器をベースに、ソフトウェアプロダクトを組み込んで提供するものと、ユーザー固有のニーズに対応する業務ソフトウェアを開発し、それらをシステム機器に組み込む方式で提供するものがあります。さらに、Google関連ソリューションをはじめとする各種クラウドサービスの提供、ソフトウェアプロダクトの販売等を行っております。

ソフト開発 (システムソリューション) では、顧客に最適なパッケージの導入・カスタマイズを中心とした事業と顧客の要求仕様に基づくシステム設計・製造を行う受託開発事業を行っております。さらに開発完了後の保守サポート、業務運用を含めたサービスを提供しております。これらについては請負または技術者派遣の形態で対応しております。

また、株式会社ピーエスアイの世界最高水準のセキュリティ製品とその技術サポートにより情報セキュリティ事業の拡大、発展に取り組みます。

### (情報処理サービス)

#### ● ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) の提供

データエントリー、封入・封緘を伴う印刷、仕分け・発送等の業務、ギフト・通販におけるデータ処理及び受発注業務、給与計算、年末調整、異動など人事給与に関わる業務全般等幅広い業務分野でBPOサービスを提供しております。また請求書発行代行や入金管理、コールセンター含め業務全般を一括受託しております。

#### ● エネルギー業界向け情報処理サービス

ガソリンスタンドやガス販売店などのエネルギー業界を中心に、専用のソフトウェアプロダクトを提供しております。さらに、データ入力から計算処理、請求書や統計資料の作成まで、コンピュータ処理受託サービスも提供しております。

#### ● IDC (インターネットデータセンター) の提供

高度な免震設備や冗長化電源・入退館の多重セキュリティ対策等を講じたデータセンターを保有し、ハウジングサービスやホスティングサービスを提供しております。またIDCを利用したクラウドの各種サービス及び環境を提供しております。

### (商品及び製品販売)

ユーザーでのIT化をトータルかつワンストップでサポートするために、ユーザーからの求めに応じたソフトウェアプロダクト・システム機器やサプライ用品を調達販売、また、株式会社マイクロリサーチのグループ会社化に伴い、各種ネットワーク・IoT機器の提供を行っております。

②収納代行サービス事業

》IT企業として初めて収納代行サービスを開始

》総合決済プロバイダーとして、多様な決済ニーズに対応

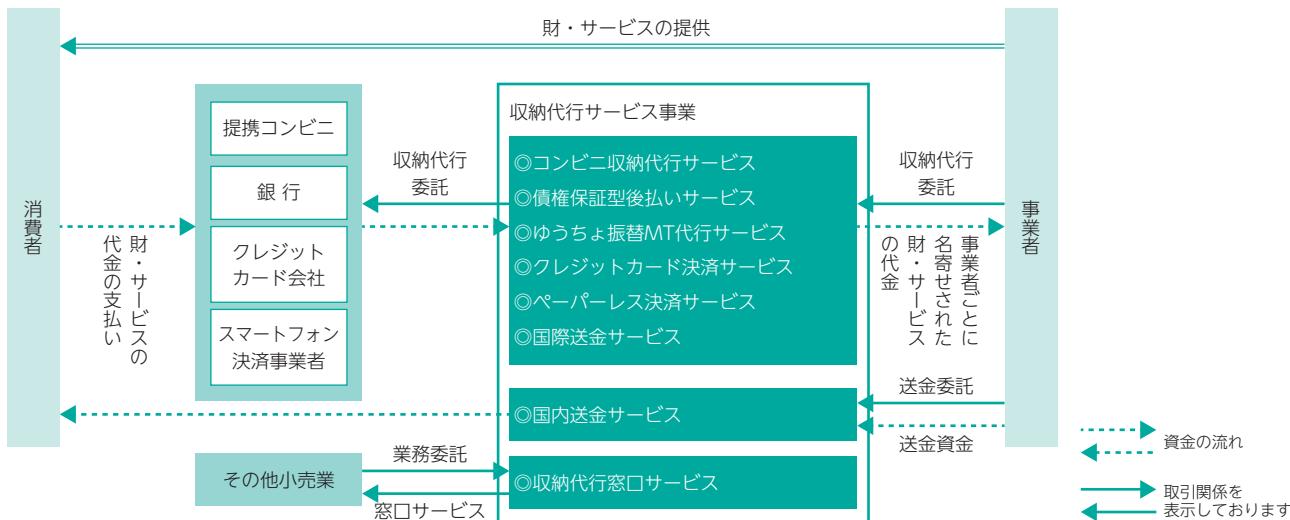
》収納代行サービスで培ったインフラを活用した国内・国際送金サービスを展開

》技術・ノウハウを海外で活用すべく、フィリピンの収納代行会社との資本業務提携

1973年4月、民間企業では全国初の金融機関と提携した口座振替利用による収納代行サービスを開始し、さらに1997年2月セブン-イレブン・ジャパンなど大手コンビニエンスストア4社と提携して、通信販売会社の商品代金の受け取りを店頭で代行するサービスを開始して以降、コンビニエンスストアでの料金支払いを一括して管理する料金収納の代行業務を展開し、その後も収納企業、消費者双方の利便性を追求し、下記の各種サービスメニューを提供しております。

- コンビニ収納代行サービス、債権保証型後払いサービス、ペーパーレス決済サービス、口座振替サービス、ゆうちょ振替MT代行サービス、クレジットカード決済サービス、請求書作成代行サービス、モバイル決済サービス（電子決済等代行業者：東海財務局長（電代）第3号）、スマートフォンを活用した各種決済サービス
- 国内送金サービス（第二種資金移動業者：東海財務局長第00001号）

また、これらの収納窓口企業とのネットワークを発展させるべく、収納代行窓口サービスを展開するとともに、世界最大級の国際送金事業者The Western Union Companyと提携し、コンビニエンスストアを窓口とした国際送金サービスを展開しております。さらに、この利便さを海外でも展開したいとの思いから、フィリピンの収納代行最大手であるCIS Bayad Center, Inc.との資本業務提携をする等、国内外の消費者の利便性を追求する新たなサービス創造を推し進めております。



## (7) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

### ① 当社

名称	所在地
岐阜本社	岐阜県岐阜市
東京本社	東京都中央区

### ② 子会社

会社名	所在地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市
株式会社ソフトテックス	宮城県宮崎市
株式会社DSテクノロジーズ	東京都中央区
ガーデンネットワーク株式会社	東京都中央区
株式会社ゴーガ	東京都渋谷区
株式会社ピーエスアイ	東京都新宿区
アストロ日高株式会社	東京都新宿区
株式会社マイクロリサーチ	東京都品川区

- (注) 1. 単独株式移転の方法により、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社電算システムは当社の完全子会社となりました。  
2. 株式会社電算システム及び株式会社システムアイシーは、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社電算システムを存続会社、株式会社システムアイシーを消滅会社とする吸収合併を行いました。  
3. 当社は、株式会社マイクロリサーチの発行済株式の全てを取得して2021年7月30日付で子会社化いたしました。

### ③ 関連会社

会社名	所在地
株式会社システムエンジニアリング	岐阜県高山市

## (8) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

## 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
情報サービス事業	808 [120]	42 (増)
収納代行サービス事業	67 [8]	5 (増)
全社 (共通)	28 [6]	4 (増)
合計	903 [134]	51 (増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外からの出向者を含む就業人員数であります。  
 2. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除いております。  
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
 4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。  
 5. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 6. 当社は設立第1期であるため、参考として、株式会社電算システムの前連結会計年度末の従業員数との増減を記載しております。

## (9) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
〈子会社〉			
株式会社電算システム	2,469百万円	100.00%	情報サービス 収納代行サービス
株式会社ソフトテックス	20百万円	55.00%	情報サービス
株式会社DSテクノロジーズ	195百万円	85.02%	情報サービス 収納代行サービス
ガーデンネットワーク株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ゴーガ	15百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ピーエスアイ	50百万円	100.00%	情報サービス
アストロ日高株式会社	10百万円	100.00%	情報サービス
株式会社マイクロリサーチ	38百万円	100.00%	情報サービス
〈関連会社〉			
株式会社システムエンジニアリング	48百万円	31.25%	情報サービス

- (注) 1. 単独株式移転の方法により、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社電算システムは当社の完全子会社となりました。  
 2. 株式会社電算システム及び株式会社システムアイシーは、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社電算システムを存続会社、株式会社システムアイシーを消滅会社とする吸収合併を行いました。  
 3. 当社は、株式会社マイクロリサーチの発行済株式の全てを取得して2021年7月30日付で子会社化いたしました。  
 4. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	12,660百万円	19,064百万円

## (10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	460百万円
株式会社大垣共立銀行	234百万円
岐阜県信用農業協同組合連合会	123百万円



## ③ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮地 正直	グループ最高経営責任者 株式会社電算システム 代表取締役会長執行役員
代表取締役社長	田中 靖哲	グループ最高執行責任者
取締役副社長	松浦 陽司	グループ収納代行サービス事業統括 株式会社電算システム 取締役副社長執行役員
取締役	高橋 譲太	グループ情報サービス事業統括 株式会社電算システム 代表取締役社長執行役員
取締役	柳原 一元	グループ管理業務統括 株式会社電算システム 執行役員
取締役	愛川 和泉	富士通Japan株式会社 シニアマネージャー
取締役(常勤監査等委員)	澤藤 憲彦	株式会社電算システム 監査役
取締役(監査等委員)	富坂 博	弁護士 富坂法律事務所代表
取締役(監査等委員)	野田 勇司	公認会計士 野田公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役愛川和泉氏、取締役(監査等委員)富坂博氏及び野田勇司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役愛川和泉氏、取締役(監査等委員)富坂博氏及び野田勇司氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)野田勇司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、澤藤憲彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する水準をもとに、各役員役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（監査

等委員である取締役、社外取締役を除く)の報酬は、月額定額報酬、業績連動報酬等(賞与)により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月額定額報酬のみを支払うこととしています。

b 個人別の月額定額報酬の額の決定に関する方針

月額定額報酬は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議・答申され取締役会にて決定されます。月額定額報酬については、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等に応じて定められた金額の支給としております。

c 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

(業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該業績評価指標を選択した理由は、適切に会社の業績を評価する項目と判断したためであります。

なお、当事業年度は、当社設立初年度で適用期間が半年間である為、業績連動報酬を適用せず、役員賞与を適用します。

d 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。業績評価指標の目標達成率が100%の場合、取締役の報酬等の割合については、月額定額報酬が約75%、業績連動報酬等が約25%程度となるように設定しております。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループの価値の増大に資するものとし、報酬については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できる金額水準の設計にしております。

取締役の報酬等の決定に関する手続きの透明性、客観性及び合理性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する方針、取締役の個別報酬等を決定します。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	業績連動報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	5名	68百万円	47百万円	21百万円	—
取締役 (監査等委員)	3名	12百万円	12百万円	—	—
(うち社外取締役)	(2名)	(5百万円)	(5百万円)	(—)	(—)
合計	8名	80百万円	59百万円	21百万円	—

- (注) 1. 当社の第1期事業年度である2021年7月1日から2021年12月31日までに係る報酬等につき記載しております。
2. 当事業年度は持株会社体制への移行期にあたることから、業績連動型報酬を適用せず役員賞与を支給しております。
3. 非金銭報酬等の支給はありません。
4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が1名在任しているためであります。
5. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、当社定款附則第2条第1項において総額300百万円以内と定めております。当該定款制定時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。なお、当社定款については、2021年3月25日開催の株式会社電算システム第54期定時株主総会において承認を得ております。
6. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬限度額は、当社定款附則第2条第2項において総額300百万円以内と定めております。当該定款制定時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。なお、当社定款については、2021年3月25日開催の株式会社電算システム第54期定時株主総会において承認を得ております。
7. 取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を高めるためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された、社外取締役を過半数以上とする3名の取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。
- 指名・報酬委員会の構成は、次のとおりであります。
- 指名・報酬委員長 野田 勇司 社外取締役（監査等委員）  
 指名・報酬委員 富坂 博 社外取締役（監査等委員）  
 指名・報酬委員 宮地 正直 代表取締役会長

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 取締役愛川和泉氏は、富士通Japan株式会社のシニアマネージャーを兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- イ 取締役（監査等委員）富坂博氏は、富坂法律事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ウ 取締役（監査等委員）野田勇司氏は、野田公認会計士事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	愛川和泉	<p>当事業年度の取締役会7回中7回に出席し、情報・通信分野における専門的かつグローバルな知識や豊富な業務経験を活かし、発言を行っております。また、当社の経営及び業務全般に対する助言及び意見をいただき、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員）	富坂博	<p>当事業年度の取締役会7回中7回に、また監査等委員会6回中6回に出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能に実効的な助言及び意見をいただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役（監査等委員）	野田勇司	<p>当事業年度の取締役会7回中7回に、また監査等委員会6回中6回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対して有益な助言並びに経営の監督を行っていただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>

(注) 当社の第1期事業年度である2021年7月1日から2021年12月31日までの状況を記載しております。

## ⑤ 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
②当社及び当社連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積りの額について、前期の評価実績を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社グループは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識基準の適用に関する助言業務」を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### ③ 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

#### 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「共創によりお客様の新しい価値を創造し、社会に貢献する経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築、運用を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

#### 内部統制システムの整備の状況

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定め、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- イ 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようしております。
- ウ 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア 事業の推進に伴うリスクについては、「リスク管理規程」に基づき当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理するとともに、経営会議・経営戦略会議等での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。

イ 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- イ 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、経営会議にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- ウ 子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させております。

#### ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- イ 関係会社管理規程に則り、連結子会社との役員の兼任又は役員及び監査役派遣もしくは子会社担当執行役員及び担当部署への速やかな報告、承認を通じ、連結子会社の重要な組織、経営（経理・業務・財務状況）等を管理、監督しております。
- ウ 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認しております。

#### ⑥取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア 監査等委員が、取締役会、経営会議等の会議において報告を受け、経営戦略会議等へは常勤監査等委員が出席して社外取締役である監査等委員へ報告を行い、また必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会への説明、報告を行うこととしております。
- イ 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」という。）から報告を受けた者は、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ウ 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規程に定め、その旨を周知し適切に運用しております。

#### ⑦監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払い又は償還請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行っております。

#### ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア 監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
- イ 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重するようにしております。
- ウ 監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を行っております。

#### ⑨財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- ア 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、当社グループとして全社的内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施しております。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- イ 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施しております。

#### ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ア 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- イ 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

## 当該体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社は、当社グループの取締役、執行役員、業務監査室長及び使用人代表が出席する「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社グループの役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

### ②リスク管理に関する取り組み

事業の推進に伴い発生しうるリスクに対して、経営会議等においてリスクへの対処に関する意思決定を行っております。

また、情報セキュリティについては、当社グループ内で「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催しており、情報セキュリティに関するリスク等の報告を行っております。

### ③取締役の職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会付議基準、決裁権限基準等に基づき、取締役会承認事項、経営会議承認事項、稟議事項及び伺書承認事項に分け、意思決定を明確化しております。

当事業年度の取締役会において、経営会議にて協議された重要事項の審議及び各取締役の業務執行の状況等の報告を受け、また、期末には職務執行確認書にて当社及び主要子会社の取締役が担当する業務に伴う適法性・妥当性等を確認し、職務執行が適法、効率的かつ迅速に行われていることの監督を行いました。

### ④企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

経営会議において、グループ会社の経営状況等を決議し、取締役会へ報告を行っております。

### ⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

基本方針及び監査計画に基づいて重点監査項目を中心に監査を実施し、監査等委員会において、当社グループの取締役の職務執行の適法性・妥当性及び効率性、コンプライアンス体制並びに内部統制システムの運用状況等について審議・協議を行うとともに、必要な情報交換を行っております。

また、取締役会等の社内重要会議への出席、社内重要書類の閲覧並びに取締役・執行役員及びグループ会社の監査役から懸案事項及び事業等のリスク等について定期的に報告を受け、業務監査室とも常に連携を図り、情報収集・意見交換を行う他、代表取締役社長と年2回の意見交換を行っております。

### ⑥財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

業務監査室は、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、定期的にJ-SOX法対応委員会を開催し、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、運用ルール及びシステムの改善に繋げることにより、当社グループの内部統制システムの質的向上を図っております。

## ■ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>43,188</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,899</b>
現金及び預金	13,673	買掛金	3,722
金銭の信託	17,392	短期借入金	47
受取手形及び売掛金	8,498	1年内償還予定の社債	17
商品及び製品	394	1年内返済予定の長期借入金	370
仕掛品	509	未払法人税等	499
前払費用	2,277	前受金	3,088
その他	461	収納代行預り金	22,035
貸倒引当金	△ 18	賞与引当金	17
<b>固定資産</b>	<b>8,095</b>	役員賞与引当金	48
<b>有形固定資産</b>	<b>2,979</b>	受注損失引当金	19
建物及び構築物	1,554	株主優待引当金	34
土地	791	その他	1,997
その他	633	<b>固定負債</b>	<b>1,779</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,734</b>	社債	36
のれん	1,537	長期借入金	619
顧客関連資産	660	繰延税金負債	221
ソフトウェア	369	役員退職慰労引当金	489
ソフトウェア仮勘定	166	退職給付に係る負債	86
その他	0	資産除去債務	24
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,381</b>	その他	303
投資有価証券	1,840	<b>負債合計</b>	<b>33,679</b>
繰延税金資産	95	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	389	<b>株主資本</b>	<b>17,408</b>
その他	57	資本金	2,469
貸倒引当金	△ 2	資本剰余金	2,656
<b>資産合計</b>	<b>51,283</b>	利益剰余金	12,283
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	1
		その他有価証券評価差額金	1
		非支配株主持分	194
		<b>純資産合計</b>	<b>17,604</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>51,283</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,356
売上原価		41,125
売上総利益		9,231
販売費及び一般管理費		6,091
営業利益		3,139
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	24	
助成金収入	5	
投資事業組合運用益	19	
デリバティブ評価益	36	
債務時効益	16	
その他	7	113
営業外費用		
支払利息	5	
支払手数料	23	
持分法による投資損失	0	
為替差損	6	
その他	2	37
経常利益		3,215
特別損失		
減損損失	30	
投資有価証券評価損	103	134
税金等調整前当期純利益		3,081
法人税、住民税及び事業税	1,042	
法人税等調整額	55	1,097
当期純利益		1,983
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,978

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,643</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,193</b>
現金及び預金	1,539	短期借入金	2,000
未収入金	102	未払法人税等	64
その他	1	役員賞与引当金	21
<b>固定資産</b>	<b>17,421</b>	株主優待引当金	34
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,421</b>	その他	73
関係会社株式	17,407	<b>負債合計</b>	<b>2,193</b>
繰延税金資産	14	<b>(純資産の部)</b>	
<b>資産合計</b>	<b>19,064</b>	<b>株主資本</b>	<b>16,870</b>
		<b>資本金</b>	<b>2,469</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>13,821</b>
		資本準備金	2,169
		その他資本剰余金	11,652
		<b>利益剰余金</b>	<b>580</b>
		その他利益剰余金	580
		繰越利益剰余金	580
		<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>16,870</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>19,064</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年7月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		907
営業費用		187
営業利益		719
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	0	
その他	0	0
営業外費用		
支払利息	3	
その他	20	24
経常利益		695
税引前当期純利益		695
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	△14	115
当期純利益		580

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社電算システムホールディングス  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算システムホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社電算システムホールディングス  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 見 彰 則

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2021年7月1日から2021年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2021年12月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

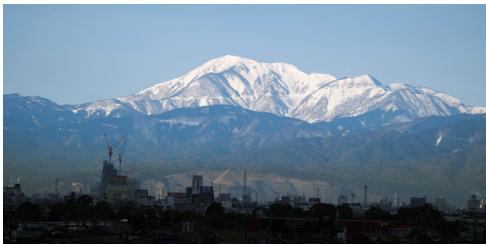
2022年2月16日

株式会社電算システムホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 澤 藤 憲 彦 ㊞  
監査等委員 富 坂 博 ㊞  
監査等委員 野 田 勇 司 ㊞

(注) 監査等委員 富坂 博及び野田 勇司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 伊吹山 (いぶきやま・いぶきさん)

伊吹山は、岐阜県揖斐郡揖斐川町、不破郡関ヶ原町及び滋賀県米原市にまたがる伊吹山地の主峰（最高峰）で、標高は1,377 mです。滋賀県最高峰の山であり、日本百名山にも選ばれております。

古くからその名が記されており、古事記や日本書記にその名が記され、日本武尊(やまとたけるのみこと)の伝説にも登場しております。

また、この伊吹山は、冬になると日本海側からの季節風の通り道となり、濃尾平野から渥美半島にかけての地域においては、冬の季節に北西から吹く季節風を「伊吹おろし」と呼んでおります。

会場

## じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
TEL 058-262-0150

開催  
日時

2022年3月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### じゅうろくプラザ



#### 交通機関の ご案内

- JR岐阜駅より ..... 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より ..... 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.Cより約10 km ..... 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15 km ..... 車/約20分

#### 駐車場の ご案内

- 岐阜市駅西駐車場（有料）  
4時間まで … 30分毎 150円  
4時間を超え24時間まで … 一律 1,200円
- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。